7号様式	(第17条関係)(第1	片)	(表)		
				年	月 日
(あて先	·)板橋区保健所長		管理者住所		
			氏 名		
			【担当者名:	担当者連絡先:	
		診療	寮用放射線照射装置備	<b></b>	
	)とおり診療用放射線 )規定により届け出ま		置を備えるので、医療活	去第15条第3項及び医療法施	10行規則
		ı	記		
	名	称			
診療所	所 在	地	板橋区 電 話 番 · ファクシミリ番・		
装置に関す	製 作 者	名			
	型式及び値	固数			
	装備する放り同位元素の				
マックロ	\\\ \t \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	1 /4 —			

る線 |装備する放射性同位元 素の数量 (ベクレル) 事照 項射 用 途 放射線診療に関する経歴 射師放 氏 名 職 線、射 技歯線 師科診 の医療 氏師に 名又従 及は事 び診す 経療る 歷放医 使 用 開 始 予 定 時 期 年 月 日

線 7	0 ~	<ul><li>原収納容器の漏えい放射</li><li>イクログレイ/時から1メートル)</li></ul>	以下・超える
$\equiv$	次	電子ろ過板	有・無
照身	† <sub>□</sub>	開閉用遠隔操作装置	有 • 無
照身	排線	発生時の自動表示装置	有 • 無
1	ン!	ターロック装置	有 • 無
工	ック	ス線装置の併設	有 • 無
使	J	用 の 場 所	
建	築	物の構造	耐火構造 • 不燃材料
		遮へい物 い物 はける場所	構造、材料、厚さ
使	天	井	
用室		床	
土 の		(東)	
防	周囲	(西)	
護物	囲の画	(南)	
の	壁 等	(北)	
概要		出入口の扉	
安	操	作   室	有 • 無 ( )
-	監	視用モニター等	有 · 無
出	- /	入 口 の 数	通常出入口 か所 非 常 口 か所
使	用	室の標識	 有 ・ 無

(第2片) (表)

建	築物	) の	構	造	耐火構造 • 不燃材料
遮へい物 遮へい物 を設ける場所					構造、材料、厚さ
	天			井	
3/5		床			
治療病			(	東)	
室 の	周		(	西)	
防護物	囲の		(	南)	
物の概	画壁		(	北)	
要	等出	入口	の	扉	
	その	) 他の	開口	部	
出	入	П	Ø	数	通常出入口 か所 非 常 口 か所
治	療病	室の	)標	識	有・無
貯	蔵	Ø	方	法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱
貯戸	宁蔵室又は貯蔵箱の場所				別添図面のとおり
貯	蔵 施	設 0	)構	造	鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他 (
貯	蔵 施 設 (	の遮~	<b>、い</b> ホ	才料	
		出入	. [] O.	)数	通常出入口 か所 ・ 非常口 か所
	蔵室の出 特定防火設備に口の構造 該当する防火戸	有 • 無			
	閉鎖設備			備	か ぎ ・ その他(
貯	蔵箱の	か 閉	鎖設	備	有・無
貯蔵容器の遮へい材料					
貯蔵物の種類及び数量の表示				表示	有 · 無
標				識	 有 ・ 無

構障運 造害搬 設防容	容	器 の 構 造			
設止器の関放	貯	蔵物の種類及び数量の表示	有	•	無
概す射要る線	標	識	有	•	無
障診	放注	射線障害の防止に必要な 意 事 項 の 掲 示	有	•	無
害療	出	入口の使用中自動表示	有	•	無
防用 放		壁 等 外 側 の 実 効 線 が 1 ミ リ シ ー ベ ル / 週 以 下 と な る 措 置	有	•	無
に線	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面の通り		
関照す射		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有	•	無
る装		立 入 制 限 措 置	有	•	無
予置		標 識	有	•	無
措室	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有	•	無
置の放射		入院患者(診療により被ばく する放射線を除く。)の実効 線量が1.3ミリシーベル ト/3月以下となる措置	有	•	無
要線	その他	取扱者の被ばく測定器具			

## 注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の図面は、その各室ごとに照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。